

吉野彰研究助成金申請・交付要領

(目的)

第1条 この要領は、吉野彰研究助成事業積立資産規程及び吉野彰研究助成委員会規則に基づき、吉野彰研究助成金（以下「助成金」という）の申請・交付に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(助成金の交付対象分野、交付件数・金額、及び助成期間)

第2条 助成金の交付対象分野は、エネルギー、環境、資源の分野とする。

2 助成金の交付対象となる研究テーマは、毎年助成金申請の募集開始までに、吉野彰研究助成委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

3 助成金の交付件数・金額は、毎年最大1件、200万円/件とする。

4 助成金の交付対象となる研究の助成期間は、原則として助成金交付日から2年間とする。

(申請者の募集及び資格)

第3条 助成金の申請者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

2 申請者は日本化学会会員に限定する。

(申請及び申請期間)

第4条 申請者は、別途定める申請書を作成し日本化学会に提出しなければならない。提出された申請書類は、審査・選考のためのみに使用するものとする。

2 申請者は、定められた期間に申請を行うものとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、その限りでない。

(研究助成の対象となる経費)

第5条 研究助成金の使途は、研究推進に必要とされる経費とする。

(選考等)

第6条 委員会は、吉野彰研究助成選考小委員会（以下「選考小委員会」という）を設置し、受け付けた申請書の内容に基づき、助成金交付の対象となる者（以下「助成対象者」という）の審査・選考を委嘱する。また、選考小委員会の運営は、吉野彰研究助成選考小委員会運営要領による。

2 助成金の交付決定通知は、助成対象者に対し日本化学会から書面により通知する。

(助成金の交付)

第7条 助成対象者は、助成金の交付決定通知を受けたときは、速やかに請書を日本化学会

に提出しなければならない。

- 2 日本化学会は、本条第1項に規定する請書を助成対象者から受領した後、助成対象者から提出された助成金請求書に基づき、助成金を交付する。
- 3 助成金の交付方法は日本化学会が助成対象者と個別に協議する。

(研究計画等の変更)

第8条 助成対象者は、助成金交付の決定を受けた後に研究計画等に大幅な変更を行うときは、委員会の判断を仰ぐこととする。

(報告等)

第9条 助成金の交付を受けた者（以下「研究実施者」という）は、助成金交付日から1年を経過したときは、その30日以内に別途定める書式に従い研究成果について日本化学会に中間報告書を提出しなければならない。

- 2 研究実施者は、研究助成期間が完了したときは、その30日以内に別途定める書式に従い研究成果について日本化学会に助成研究完了報告書を提出しなければならない。

(監査)

第10条 委員会は、必要があると認めたときは、助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、また経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(成果の帰属)

第11条 研究の結果得られた発明、考案等の技術的成果及びこれに係わる産業財産権は、研究実施者に帰属する。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の申請を行った場合は、その旨を日本化学会に届けるものとする。

(研究の発表)

第12条 研究実施者は、実施した研究の全部または一部を助成金交付後から3年以内に日本化学会の事業（CSJ化学フェスタ、春季年会）に発表を行うものとする。また論文誌に発表する場合は日本化学会の論文誌（Bulletin of the Chemical Society of Japan、Chemistry Letters）を優先的に考慮するものとする。

- 2 研究実施者は、助成金の交付を受けて実施した研究の全部または一部を第1項にかかるもの以外で刊行又は発表するときは、日本化学会に報告するものとする。
- 3 研究実施者は、第1項または第2項にかかる発表を行うときは吉野彰研究助成事業の助成金を受けて実施した旨を明示する（日本化学会 吉野彰研究助成金 [Akira Yoshino Research Grant of The Chemical Society of Japan]）ものとする。

(助成金の決定の取消、中止、及び返還)

第13条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、日本化学会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が継続困難になったとき
- (3) その他「日本化学会会員行動規範」及び「行動の指針」に反する行為が認められたとき

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は、委員会委員長の発議で産学連携部門長が決定する。

(平成 26 年 4 月 11 日 産学連携部門長 制定)

(平成 27 年 7 月 10 日 産学連携部門長 改訂)

(平成 30 年 7 月 25 日 産学連携部門長 改訂)